

常任委員会審査概要

議会の情報をみなさんにお伝えするため、3つの常任委員会での審査概要をご紹介します。

総務常任委員会

委員長 林 美行

経済建設常任委員会

委員長 柴田 雅也

厚生環境教育常任委員会

委員長 若尾 敏之

●議第2号 多治見市ふるさと応援基金条例の一部を改正するについて

企業版ふるさと納税と企業誘致について質疑があり、「令和2年度に大幅な制度改正があり、企業側にとって、かなり有利な制度となっている。誘致企業や、「やくならマグカップも」に関連した企業も多くあるため、各部署で関係する企業に声をかけていきたい」との答弁がありました。

●議第20号 令和3年度多治見市一般会計予算(所管部分)

【自動車管理費、庁舎・庁用設備等改良関係費】本庁舎と駅北庁舎へ各1台、超小型EVを導入する目的などについて質疑があり、「導入の目的は、環境配慮に対するPR効果と将来的に電気自動車で業務を運用することに対し、どのような支障があるのかについて検証を行うためである。今回、購入ではなくレンタルとした理由は、まだ一般で購入できる状況ではなく、早い段階で導入するにはレンタルの方法しかなかったためである」との答弁がありました。

【自治組織関係費】

年間12万円を区長へ支給する区長活動謝礼金を設けた理由について質疑があり、「担当課としては、区長とやり取りをしながら、区長の仕事や悩みを情報交換し、地域の課題へ取り組む姿を十分見てきている。月1万円の謝礼金で問題が解決するわけではないが、多少でも背中を押していきたいこの思いで提案したものである。また、今回の謝礼金は、区長個人に対して支払うものであり、市が総合計画等を進めていく上で、それぞれの地域の現状を把握し、意見を伺っていくことが非常に重要であることからお支払いするものである」との答弁がありました。

議第20号については、次のとおり附帯決議が付されました。

附帯決議案

区長の成り手不足が加速する中、区長が担う役割は増えています。市としては、各区の実情を鑑み、自主的な活動を支援されることを求め附帯決議とします。
(原文のみ)

常任委員会審査概要

付託されたおもな議案

事件番号	付託された議案	審査結果
承第1号	専決処分の承認を求めるについて(所管部分)	承認すべきもの
議第2号	多治見市ふるさと応援基金条例の一部を改正するについて	原案可決
議第11号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第8号)(所管部分)	
議第20号	令和3年度多治見市一般会計予算(所管部分)	
議第46号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第9号)(所管部分)	
議第48号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第10号)(所管部分)	
議第49号	令和3年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部分)	

付託されたおもな議案

事件番号	付託された議案	審査結果
議第1号	多治見駅北送迎バス駐車場の設置及び管理に関する条例を制定するについて	原案可決
議第9号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて	
議第11号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第8号)(所管部分)	
議第20号	令和3年度多治見市一般会計予算(所管部分)	
議第46号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第9号)(所管部分)	
議第48号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第10号)(所管部分)	
議第49号	令和3年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部分)	

付託されたおもな議案

事件番号	付託された議案	審査結果
承第1号	専決処分の承認を求めるについて(所管部分)	承認すべきもの
議第4号	多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて	原案可決
議第11号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第8号)(所管部分)	
議第20号	令和3年度多治見市一般会計予算(所管部分)	
議第33号	第7次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	
議第34号	多治見市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	
議第46号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第9号)(所管部分)	
議第48号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第10号)(所管部分)	
議第49号	令和3年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部分)	

●議第20号 令和3年度多治見市一般会計予算(所管部分)

【駅南市街地再整備事業費】

市が出資する商業業務棟管理運営会社の役割、出資金の上限や出資割合について質疑があり、「設立予定の管理運営会社の役割は、保留床や権利床を一括で借り受け、各テナントに転貸することである。設立のための初期投資に1千500万円程度、年間経費に1千万円程度、運営が軌道に乗るまでの経費を合わせ、資本総額は最大で6千500万円を想定し、その2分の1である3千250万円を市の出資上限とした。3分の1を超えて2分の1未満とする市の出資割合については、会社法の規定に基づき、持ち株比率に応じて行使可能な権利が定められている。1人の出資者が発行済み株式総数の3分の1を超える株を保有すると、株主総会特別決議の単独否決権が生まれ、最低限の抑止力を有する。また、権限が大きくなりすぎない持ち株比率が2分の1未満の範囲で、市の出資割合を考えた。管理運営会社の運営に対しては、市職員OBも含め人的な関与はしないが、まちづくりの観点については、市が筆頭株主となり、株主総会の中で意見を反映させる。商業業務棟が駅周辺のにぎわい創出の機能を発揮しなければならぬ。地区計画で規制されている施設以外は営業が可能であるが、風俗営業法に抵触する施設を置くことは、まちづくりの観点からふさわしくないため、市として株主総会の中で意見を述べたい」との答弁がありました。

この答弁がありました。

【多治見駅南地区市街地再開発事業完成記念銅像製作事業(継続費)】

商業業務棟3階広場に設置する銅像(総額2千665万円)について質疑があり、「大規模事業の完成を記念して、銅像を設置したいということである。銅像製作の委託先として、土岐市出身、可見市在住、岐阜県立多治見工業高等学校の卒業生である神戸峰先生を考えた。銅像製作の財源をすべて一般財源にすることは、財政上非常に厳しいと考えているため、4月以降はふるさと納税のメニューに追加することで、賛同していただける方から寄附金を募り、全額寄附で賄うべうの意気込みで、銅像を建てたいということである」との答弁がありました。

●承第1号 専決処分の承認を求めるについて(所管部分)

新型コロナウイルスワクチン接種について質疑があり、「接種地は、原則、住民票所在地の市町村であるが、入院・入所の方など、やむを得ない場合は、現居住地での接種も可能である。また、仕事等で遠方に居住している方は、申請により居住地での接種が可能である。65歳以上の方は、個別医療機関での接種を勧めたい。訪問診療や往診等での接種も可能である。集団接種会場については、本庁舎や駅北庁舎を利用していきたい」との答弁がありました。

●議第20号 令和3年度多治見市一般会計予算(所管部分)

母子保健事業推進費の今後の展望について質疑があり、「保健師や助産師等が一緒に、切れ目のない丁寧な支援を心がけている。お母さん方はいろいろなことで子育てが困難になっている。その困難さが、さらなる問題に発展していくと感じている。今後、初期の段階からきちんと支援していくために、保健センターだけでなく、関係機関と連携しながら進めていきたい。特に、子ども支援課相談員とは、困難なケースの把握からサービスに至るまで支援をするなど、連携が強まっている。早期の対応を心がけ、しっかりと進めていきたい」との答弁がありました。

●議第25号 令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計予算

国民健康保険財政調整基金の活用について質疑があり、「多治見市の保険料率は岐阜県が定める標準的な保険料率の指標より低く、保険料率は上げていかなければいけない状況であったが、据え置きとした。新型コロナウイルス感染症第3波を乗り越えた令和3年度は、どのように状況が収束し、経済事情が改善していくのかといった点を勘案しながら、保険料率を定めていくことになる。決算剰余金は基金に繰り入れ、改めて基金を取り崩して会計に入れるというのが本来のあり方だが、ここ数年は、そのまま年度の会計に入っており、基金を活用していることと同じ状況で運営している」との答弁がありました。